

ポジティブリスト制度関係の告示案について

Ⅰ いわゆる一律基準について

食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量

(告示の案文)

食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量は、0.01ppm とする。

Ⅱ いわゆる対象外物質について

食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質

(告示の案文)

食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質は、次に掲げる物質とする。

1～65 (略：物質名を列記)

Ⅲ いわゆる一律基準による規制の例外

食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づく食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）

(告示の案文)

＜抗生物質、抗菌性物質の取扱い＞

1 食品は、抗生物質又は化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。以下同じ。）たる抗菌性物質を含有してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。

(1) 当該物質が、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 10 条の規定により人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が定める添加物と同一である場合

(2) 当該物質について、5、6、7、8 又は 9 において成分規格が定められている場合

(3) 当該食品が、5、6、7、8 又は 9 において定める成分規格に適合する食品を原材料として製造され、又は加工されたものである場合（5、6、7、8 又は 9 において成分規格が定められていない抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有する場合を除く。）

2～4 (略) (現行の3～5と同じ。)

<全ての食品について「不検出」とされる農薬等>

5 (1) の表に掲げる農薬等（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料（同条第2項に規定する飼料をいう。）に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物又は薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものをいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、食品に含有されるものであつてはならない。この場合において、(2) の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、食品は(3) から(15) までに規定する試験法によつて試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。

- (1) 食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質
(不検出とする15物質を列挙)
- (2) 検体
(分析する際の検体部位)
- (3) ～ (15)
(試験法)

<現行の残留基準>

6 5の規定にかかわらず、(1) の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであつてはならない。この場合において、(2) の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1) の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3) から(10) までに規定する試験法によつて試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。

- (1) 食品中に残留する農薬等の成分である物質の量の限度
(現行の農薬等の残留基準)
- (2) 検体
(分析する際の検体部位)
- (3) ～ (10)
(個別食品について「不検出」とされる農薬等の試験法)

<暫定的に定めた残留基準>

7 6に定めるもののほか、(1) の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであつてはならない。この場合において、(2) の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1) の表の第1欄に掲げる農薬等の

成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(8)までに規定する試験法によつて試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。

(1) 食品中に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

(暫定的に定めた農薬等の残留基準)

(2) 検体

(分析する際の検体部位)

(3) ～ (8)

(個別食品について「不検出」とされる農薬等の試験法)

<食品に自然に含まれる物質>

8 5から7までにおいて成分規格が定められていない場合であつて、農薬等の成分である物質(法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。)が自然に食品に含まれる物質と同一であるとき、当該食品において当該物質が含まれる量は、当該食品に当該物質が通常含まれる量を超えてはならない。ただし、通常含まれる量をもつて人の健康を損なうおそれのある物質を含む食品については、この限りでない。

<加工食品等に係る残留基準>

9 次の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであつてはならない。

食品(6の(1)の表の第2欄及び7の(1)の表の第2欄に掲げる食品を除く。)中に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

(6、7で列挙した食品以外の加工食品等に係る暫定基準)

<加工食品に関する規定>

10 6又は9に定めるもののほか、6から9までにおいて成分規格が定められている食品を原材料として製造され、又は加工される食品については、当該製造され、又は加工される食品の原材料たる食品が、それぞれ6から9までに定める成分規格に適合するものでなくてはならない。

IV 経過措置

I 及びⅢの制定文において、以下の経過措置を規定する。

平成18年5月29日から適用する。ただし、平成18年5月28日までに製造され、又は加工される食品については、なお従前の例によることができる。

(参考)

食品衛生法第 11 条 1 項の規定に基づく食品、添加物等の規格基準
(昭和 34 年 12 月 28 日厚生省告示第 370 号) (抜粋)

(1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
クロフェンテジン	とうもろこし	0.05ppm
	大豆	0.05ppm
	小豆類	0.2ppm
	てんさい	0.05ppm
	トマト	1.0ppm
	ピーマン	0.2ppm
	なす	1.0ppm
	きゅうり	1.0ppm
	かぼちや	0.2ppm
	すいか	0.05ppm
	メロン類果実	0.2ppm
	みかん	1.0ppm
	なつみかんの果実全体	0.5ppm
	レモン	0.5ppm
	オレンジ	0.5ppm
	グレープフルーツ	0.5ppm
	ライム	0.5ppm
	その他のかんきつ類果実	0.5ppm
	りんご	1.0ppm
	日本なし	0.5ppm
	西洋なし	0.5ppm
	マルメロ	0.5ppm
	びわ	0.5ppm
	もも	0.2ppm
	ネクタリン	0.2ppm
	あんず	0.2ppm
	すもも	0.2ppm
	うめ	0.2ppm
	おうとう	0.2ppm
	いちご	2.0ppm
	ラズベリー	2.0ppm

(2) 検体

食 品	検 体
かぶ類の根及びだいこん類の根	泥を水で軽く洗い落としたもの
かぶ類の葉、クレソン、ケール、だいこん類の葉及び芽キャベツ	変質葉を除去したもの
カリフラワー及びブロッコリー	葉を除去したもの
キャベツ及びはくさい	外側変質葉及びしんを除去したもの 4 個をそれぞれ 4 等分し、各々から 1 等分を集めたもの
きょうな及びこまつな	根及び変質葉を除去したもの
西洋わさび	泥を水で軽く洗い落とした根
その他のあぶらな科野菜	可食部
かんしょ、こんにやくいも、さといも類、ばれいしょ、やまいも及びその他のいも類	泥を水で軽く洗い落としたもの
かぼちや、きゅうり及びしろり	つるを除去したもの
その他のうり科野菜	可食部
アーティチョーク、エンダイブ及びチコリ	変質葉を除去したもの
ごぼう及びサルシフィー	葉部を除去し、泥を水で軽く洗い落とし、細切した後、肉挽き器を用いて擦り碎いたもの
しゅんぎく	根及び変質葉を除去したもの
レタス	外側変質葉及びしんを除去したもの
その他のきく科野菜	可食部
しいたけ、マッシュルーム及びその他のきのこ類	可食部
セロリ、パセリ及びみつば	根及び変質葉を除去したもの
にんじん及びパースニップ	泥を水で軽く洗い落としたもの
その他のせり科野菜	可食部
トマト、なす及びピーマン	へたを除去したもの
その他のなす科野菜	可食部
アスパラガス	茎
たまねぎ、にんにく、ねぎ及びわけぎ	外皮及びひげ根を除去したもの
その他のゆり科野菜	可食部